（現行型式指示計の構造に係る技術上の基準に係る特例）

第七条　現行型式に属するものとして型式承認表示が付された指示計（以下「現行型式指示計」という。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（現行型式指示計の検定公差に係る特例）

第八条　現行型式指示計の法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（検定に合格した現行型式指示計の使用公差等に係る特例）

第九条　現行型式指示計であって、前条の規定に基づき検定に合格し、検定証印が付されているものについての法第百十八条第一項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準、同項第三号の経済産業省令で定める使用公差、第百五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同項第二号の経済産業省令で定める使用公差については、改正前の検則第九百六十四条及び第九百六十五条の規定は、当分の間、なお従前の例による。

○経済産業省令第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十五日　経済産業大臣　林　幹雄

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「（二〇〇八）」を「（二〇一五）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の計量法施行規則第二十条の規定は、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

（計量法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

3　計量法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の次に次の二項を加える。

3　この省令の施行の際現に計量法施行規則（昭和四十二年通商産業省令第八十号。以下「旧施行規則」という。）に規定する様式の型式に属する特殊容器であって、旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付されているものは、当分の間、この省令による改正後の計量法施行規則第二十五条に規定する型式に属するものとみなす。

4　この省令の施行の際現に旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付されている特殊容器についての、この省令による改正後の計量法施行規則第二十七条の適用については、当分の間、なお従前の例による。

○経済産業省令第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十五日　経済産業大臣　林　幹雄

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二騒音計の項及び振動レベル計の項を次のように改める。

騒音計	基準静電型マイクロホン		次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において、音響学の課程を修めて卒業した者で、騒音計の検査に一年以上従事した者 二　研究所の一般計量教習（音響学の課程を修めて卒業した者で、騒音計の検査に一年以上従事した者に限る。）を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 三　環境計量士（騒音・振動関係） 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者
	実効値測定装置	波高率五の電気信号の実効値電圧が測定できるもの	
	静圧影響試験装置	日本工業規格C一五一六に規定する試験ができるもの	
	温湿度試験装置		
	静電気放電試験装置		
	電源周波数磁界試験装置		
	無線周波コモンモード試験装置		
	電圧ディップ／短時間停電試験装置		
	電圧サージ試験装置		
	電源ファストトランジェント試験装置		
	正弦波電気信号発生器		
	自由音場試験装置		
	カプラ		
	トーンバースト試験装置		
	電源電圧変動試験装置		
振動レベル計	基準サーボ式ピックアップ		次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において、音響学の課程を修めて卒業した者で、振動レベル計の検査に一年以上従事した者 二　研究所の一般計量教習（音響学の課程を修めて卒業した者で、振動レベル計の検査に一年以上従事した者に限る。）を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 三　環境計量士（騒音・振動関係） 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者
	実効値測定装置	波高率五の電気信号の実効値電圧が測定できるもの	
	正弦波電気信号発生器		
	振動特性試験装置		
	自己雑音試験装置		